

平成 14 年度 厚生労働省 税制改正 (評価書)

制度名	社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続		
改正の内容	<p>社会保険診療報酬の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。</p>		
		減税見込額 (平年度)	94,900 百万円
新設・拡充又は延長の理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>社会保険診療報酬制度の下で、全ての国民に平等に医療を受ける機会を保障するための医療提供体制の確保に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国民皆保険という国の施策の下で、厳しい経営環境の中で医療提供体制を確保するためにはその公共性に配慮した措置が必要である。</p> <p>(3) 施策の適正性 (公平性・優先性等)</p> <p>厳しい経営環境の中で当該措置を見直すことが行われた場合には、医療提供体制に重大な支障が生じ、救急医療等地域の保健医療活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、本措置を継続することが適当である。</p> <p>(4) 施策の効率性</p> <p>国民皆保険制度における社会保険診療報酬という公的な価格の下において国民に必要な医療を提供する体制を確保するためには、医療の公共性を踏まえ、同報酬に係る税制上の措置を引き続き講じることが有効である。</p>		
政策の達成目標	全ての国民に平等に医療を受ける機会を保障し、容易に医療機関を利用できる体制を確保する。		
当該項目以外 の支援措置	社会保険診療報酬に係る概算経費率制度 特定医療法人の法人税率軽減		
担当課名	医政局総務課		